

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③、④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間③、④及び⑤の標準賞与額に係る記録をそれぞれ18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月31日
② 平成18年12月31日
③ 平成19年8月31日
④ 平成19年12月31日
⑤ 平成20年8月31日

A社から申立期間に支給された賞与について、同社からの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③、④及び⑤について、A社から提出された賃金台帳（写し）により、申立人は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められ

る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③、④及び⑤に係る標準賞与額については、賃金台帳（写し）において確認できる賞与額から、それぞれ18万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間③、④及び⑤に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①及び②について、A社は、上記1と同様に、申立人の当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出しており、オンライン記録によると、厚生年金保険法第75条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、A社から提出された賃金台帳（写し）により、申立人は、申立期間①及び②において、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

しかしながら、特例法に基づく標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合とされているところ、上記賃金台帳（写し）によると、申立人の申立期間①及び②の賞与から同保険料は控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 23 日

年金記録によると、A社から支給された平成15年7月の賞与の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る普通預金元帳の写し並びに申立人及び税務署から提出された平成15年分の所得税の確定申告書の写しに記載されている社会保険料等の控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記普通預金元帳の写しに記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び上記確定申告書の写しに記載されている社会保険料等の控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、平成20年11月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、21年9月*日に破産手続を終結していることから、当時の代表取締役5人及び破産管財人の計6人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「申立期間における賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は25万円、同年12月3日は10万円、16年7月26日は15万円、同年12月7日は18万7,000円、17年7月7日は18万1,000円、18年7月31日は17万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月7日
⑥ 平成18年7月31日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から⑥までの記録が無いので、全ての申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤及び⑥について、金融機関から提出された申立人に係る預金口座元帳の写し並びにB市から提出された申立人に係る平成17年分及び18年分の給与所得の源泉徴収票の写しに記載されている社会保険料等の控除額から判断すると、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、上記預金口座元帳の写しに記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び上記源泉徴収票の写しに記載されている社会保険料等の控除額から、平成17年7月7日は

18万1,000円、18年7月31日は17万3,000円とすることが妥当である。

申立期間①から④までについて、金融機関から提出された申立人に係る預金口座元帳の写しにより、申立人は、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同じ正社員であった複数の同僚から提出された平成15年及び16年に係る賞与支給明細書により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、各申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記預金口座元帳の写しに記載されている賞与支払額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月23日は25万円、同年12月3日は10万円、16年7月26日は15万円、同年12月7日は18万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、平成20年11月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、21年9月*日に破産手続を終結していることから、当時の代表取締役5人及び破産管財人の計6人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「各申立期間における賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 23 日は 13 万 7,000 円、同年 12 月 3 日は 20 万円、16 年 7 月 26 日は 12 万円、同年 12 月 7 日は 19 万 2,000 円、18 年 7 月 31 日は 18 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 3 日
③ 平成 16 年 7 月 26 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 18 年 7 月 31 日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から⑤までの賞与の記録が無いので、全ての申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し並びにB市から提出された申立人に係る平成 16 年度及び 17 年度の給与支払報告書の写し及び平成 18 年分給与所得の源泉徴収票の写しに記載されている社会保険料等の控除額から判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写しに記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び上記源泉徴収票等の写しに記載されている社会保険料等の控除額から、平成 15 年 7 月 23 日は

13万7,000円、同年12月3日は20万円、16年7月26日は12万円、同年12月7日は19万2,000円、18年7月31日は18万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、平成20年11月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、21年9月*日に破産手続を終結していることから、当時の代表取締役5人及び破産管財人の計6人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「各申立期間における賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 23 日
年金記録によると、A社から支給された平成 15 年 7 月の賞与の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る普通預金元帳の写しにより、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同じ正社員であった複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記普通預金元帳の写しに記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、平成 20 年 11 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、21 年 9 月 * 日に破産手続を終結していることから、当時の代表取締役 5 人及び破産管財人の計

6人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「申立期間における賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月23日
年金記録によると、A社から支給された平成15年7月の賞与の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る普通預金元帳の写し及び申立人から提出された平成16年度市民税・県民税の納税通知書の写しに記載されている社会保険料等の控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記普通預金元帳の写しに記載されている賞与支払額を基に算出した賞与額及び上記納税通知書の写しに記載されている社会保険料等の控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、平成20年11月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、21年9月*日に破産手続を終結していることから、当時の代表取締役5人及び破産管財人の計6人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「申立期間における賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は2万円、同年12月3日は3万円、16年7月26日は12万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から③までの記録が無いので、全ての申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る普通預金元帳の写しにより、申立人は、申立期間①から③までにおいて、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同じ正社員であった複数の同僚から提出された平成15年及び16年に係る賞与支給明細書により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、各申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記普通預金元帳の写しに記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険

料控除額から、平成15年7月23日は2万円、同年12月3日は3万円、16年7月26日は12万円とすることが妥当である。

なお、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、平成20年11月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、21年9月*日に破産手続を終結していることから、当時の代表取締役5人及び破産管財人の計6人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「各申立期間における賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は10万円、同年12月3日は8万円、16年7月26日は11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から③までの記録が無いので、全ての申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人から提出された預金通帳の写し並びに税務署から提出された申立人に係る平成16年分の確定申告書の写し及び給与所得の源泉徴収票の写しに記載されている社会保険料等の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写しに記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び上記源泉徴収票等の写しに記載されている社会保険料等の控除額から、11万円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同じ正社員であった複数の同僚から提出された平成15年に

係る賞与支給明細書により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、両申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写しに記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月23日は10万円、同年12月3日は8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、平成20年11月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、21年9月*日に破産手続を終結していることから、当時の代表取締役5人及び破産管財人の計6人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「各申立期間における賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 7 月
⑥ 平成 18 年 7 月

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から⑥までの記録が無いので、全ての申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、金融機関から提出された申立人に係る平成 15 年 4 月から 18 年 12 月までの普通預金元帳の写しにより、申立人は、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同じ正社員であった複数の同僚から提出された平成 15 年に係る賞与支給明細書により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、上記普通預金元帳の写しに記載されている賞与支払額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、平成20年11月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、21年9月*日に破産手続を終結していることから、当時の代表取締役5人及び破産管財人の計6人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「申立期間①における賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②から⑥までについて、申立人は、「当時、給与及び賞与は本社から銀行振込により支給されており、現金で賞与が支給されることは無かったと思う。」と述べているところ、上記普通預金元帳の写しによると、当該事業所から申立人に月々の給与が振り込まれていることは確認できるものの、各申立期間において、賞与が振り込まれていた形跡は無い。

また、申立期間⑤及び⑥について、申立人から提出された平成17年分の源泉徴収票の写し及びB市から提出された18年分の源泉徴収票の写しから確認できる社会保険料等の控除額は、オンライン記録による標準報酬月額を基に推計した社会保険料額の合計額とおおむね一致することから、両申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、上述のとおり、当時の代表取締役及び破産管財人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「申立期間②から⑥までにおける賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答している。

加えて、当時、A社本社で給与事務を担当していたとされる者に照会したものの、回答が得られないことから、申立期間②から⑥までにおいて、申立人に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②から⑥までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚

生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4905

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月30日から同年12月1日まで
申立期間は、A社本社から同社B工場へ異動した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し（昭和37年12月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び申立人に係るA社における昭和37年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明であるとしているが、A社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和37年11月30日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の同保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和57年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月31日から同年2月1日まで

申立期間は、A社から同社B本社へ異動した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された在社履歴及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し(昭和57年2月1日にA社から同社B本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業・法人登記簿謄本により、A社は平成13年11月*日に破産廃止決定されていることが確認できる上、破産当時の事業主は、資料が無いため不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和57年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年1月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月の厚生年金保険料

について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和57年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月31日から同年2月1日まで

申立期間は、A社から同社B本社へ異動した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和57年2月1日にA社から同社B本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業・法人登記簿謄本により、A社は平成13年11月*日に破産廃止決定されていることが確認できる上、破産当時の事業主は、資料が無いため不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和57年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年1

月 31 日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 1 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

B社（厚生年金保険の適用事業所名はA社本店）に採用され、同社の子会社であるC社D工場で勤務したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

途中で退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社へ入社するに至った経緯及び勤務状況に関する具体的な供述並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、C社D工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社本店及びC社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様、昭和46年8月1日にA社本店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月1日にC社D工場において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できた32人のうち、生存及び所在が確認できた19人に照会したところ、回答を得られた14人は、「B社に採用され、C社D工場には、申立期間以前から継続して勤務していた。給与はB社から支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、上記同僚14人のうち2人から提出された給与明細書によると、昭和46年8月の厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていた

ことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

B社（厚生年金保険の適用事業所名はA社本店）に採用され、同社の子会社であるC社D工場で勤務したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

途中で退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、C社D工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社本店及びC社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様、昭和46年8月1日にA社本店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月1日にC社D工場において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できた32人のうち、生存及び所在が確認できた19人に照会したところ、回答を得られた14人は、「B社に採用され、C社D工場には、申立期間以前から継続して勤務していた。給与はB社から支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、上記同僚14人のうち2人から提出された給与明細書によると、昭和46年8月の厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていた

ことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

B社（厚生年金保険の適用事業所名はA社本店）に採用され、同社の子会社であるC社D工場で勤務したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

途中で退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、C社D工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社本店及びC社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様、昭和46年8月1日にA社本店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月1日にC社D工場において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できた32人のうち、生存及び所在が確認できた19人に照会したところ、回答を得られた14人は、「B社に採用され、C社D工場には、申立期間以前から継続して勤務していた。給与はB社から支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、上記同僚14人のうち2人から提出された給与明細書によると、昭和46年8月の厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

B社（厚生年金保険の適用事業所名はA社本店）に採用され、同社の子会社であるC社D工場で勤務したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

途中で退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社へ入社するに至った経緯及び勤務状況に関する具体的な供述並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、C社D工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社本店及びC社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様、昭和46年8月1日にA社本店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月1日にC社D工場において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できた32人のうち、生存及び所在が確認できた19人に照会したところ、回答を得られた14人は、「B社に採用され、C社D工場には、申立期間以前から継続して勤務していた。給与はB社から支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、上記同僚14人のうち2人から提出された給与明細書によると、昭和46年8月の厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていた

ことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

B社（厚生年金保険の適用事業所名はA社本店）に採用され、同社の子会社であるC社D工場で勤務したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

途中で退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、C社D工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社本店及びC社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様、昭和46年8月1日にA社本店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月1日にC社D工場において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できた32人のうち、生存及び所在が確認できた19人に照会したところ、回答を得られた14人は、「B社に採用され、C社D工場には、申立期間以前から継続して勤務していた。給与はB社から支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、上記同僚14人のうち2人から提出された給与明細書によると、昭和46年8月の厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていた

ことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

申立期間は、A社から同社の関連会社であるB社に異動した時期であり、その前後の期間を通して継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立期間当時、同社で給与関係事務を担当していた者の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社及び関連会社であるB社に継続して勤務し(平成8年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年3月の同保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月
② 平成 17 年 7 月
③ 平成 18 年 7 月

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から③までの記録が無いので、全ての申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、A社では、申立期間当時、給与及び賞与は銀行振込により支給されており、現金で支給されることは無かったとしているところ、金融機関から提出された申立人に係る平成16年8月から19年1月までの預金元帳の写しによると、同社から申立人に月々の給与が振り込まれていたことは確認できるものの、各申立期間において、賞与が振り込まれていた形跡は無い。

また、申立期間③について、B市から提出された申立人に係る平成18年分の住民税課税基礎資料から確認できる社会保険料額は、オンライン記録による標準報酬月額を基に推計した社会保険料額の合計額とおおむね一致することから、同年において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所は、平成20年11月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、21年9月*日に破産手続を終結していることから、当時の代表取締役5人及び破産管財人の計6人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「各申立期間における賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答している。

加えて、当時、A社本社で給与事務を担当していたとされる者に照会したものの、回答が得られないことから、各申立期間において、申立人に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から③までの記録が無いので、全ての申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、A社では、申立期間当時、給与及び賞与は銀行振込により支給されており、現金で支給されることは無かったとしているところ、金融機関から提出された申立人に係る平成15年7月から16年7月までの普通預金元帳の写しによると、同社から申立人に月々の給与が振り込まれていたことは確認できるものの、各申立期間において、賞与が振り込まれていた形跡は無い。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、平成20年11月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、21年9月*日に破産手続を終結していることから、当時の代表取締役5人及び破産管財人の計6人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「各申立期間における賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答している。

さらに、当時、A社本社で給与事務を担当していたとされる者に照会したものの、回答が得られないことから、各申立期間において、申立人に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間に係る申立内容について確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月
② 平成 17 年 12 月

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①及び②の記録が無いので、両申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、A社では、申立期間当時、給与及び賞与は銀行振込により支給されており、現金で支給されることは無かったとしているところ、金融機関から提出された申立人に係る平成 15 年 4 月から 18 年 12 月までの普通預金元帳の写しによると、同社から申立人に月々の給与が振り込まれていたことは確認できるものの、両申立期間において、賞与が振り込まれていた形跡は無い。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 20 年 11 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、21 年 9 月 * 日に破産手続を終結していることから、当時の代表取締役 5 人及び破産管財人の計 6 人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「両申立期間における賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答している。

さらに、当時、A社本社で給与事務を担当していたとされる者に照会したものの、回答が得られないことから、両申立期間において、申立人に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の両申立期間に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 7 月
⑥ 平成 18 年 7 月

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から⑥までの記録が無いので、全ての申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、A社では、申立期間当時、給与及び賞与は銀行振込により支給されており、現金で支給されることは無かったとしているところ、金融機関から提出された申立人に係る平成15年4月から18年9月までの普通預金口座別残高表の写しによると、同社から申立人に月々の給与が振り込まれていたことは確認できるものの、各申立期間において、賞与が振り込まれていた形跡は無い。

また、申立期間⑤について、B市から提出された申立人に係る平成17年分の源泉徴収票の写しから確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録による標準報酬月額を基に推計した社会保険料額の合計額とおおむね一致することから、当該期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所は、平成20年11月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本による

と、21年9月*日に破産手続を終結していることから、当時の代表取締役5人及び破産管財人の計6人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「各申立期間における賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答している。

加えて、当時、A社本社で給与事務を担当していたとされる者に照会したものの、回答が得られないことから、各申立期間において、申立人に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4918 (事案 101 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月1日から同年9月1日まで

私は、昭和34年2月にA社を退職し、同年3月から同年8月末までB社に勤務した。厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があるので、厚生年金保険被保険者として認めてほしいと、年金記録の訂正を第三者委員会に申し立てたものの、認められなかった。

当時の同僚で証言してくれる者の名前を挙げるので、再度調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の同僚の証言及び申立人の申立内容から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは認められるものの、
i) 申立人が勤務していたとする事業所は現存しているが、当該事業所では申立人の勤務記録について、保存期間の経過により廃棄しているため勤務期間について確認ができないこと、
ii) 当時の同僚の証言及び申立人の申立内容からは、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できず、給与明細書等の関連資料は無いこと、
iii) 当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前が記載されておらず、整理番号の欠番も見られない上、同名簿の記載内容も格別不自然さは見られないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立内容について証言してくれる者として当時の同僚一人の名前を挙げているが、当該同僚については、当初の申立てにおいて照会し、回答が得られており、再度、同人に照会したものの、「申立人のことは知っているが、申立人は季節労働者等の短期雇用者だったと思う。

当時は短期雇用者が多数おり、申立人は、社会保険には加入していなかった。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び同保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
平成 10 年 11 月 1 日から 12 年 3 月 31 日まで A 大学 (現在は、B 大学) に
継続して勤務していたが、年金記録によると、申立期間の厚生年金保険の加
入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 大学から提出された申立人に係る人事記録によると、申立人は、平成 12 年 3 月 30 日に退職していることが確認できる。

また、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、当該事業所は、申立人について、平成 12 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所 (当時) に行ったことが確認できるとともに、当該事業所は、「退職日の翌日である平成 12 年 3 月 31 日を資格喪失日として届け出ているため、申立人の給与から同年 3 月分の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、申立人が保管する平成 12 年 3 月分の日々雇い入れられる職員等基準給与簿によると、申立人が同年同月分の給与から控除されていたのは、所得税のみであり、厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。